

公益社団法人 滋賀県生活環境事業協会

会 報

第67号

発 行 (公社)滋賀県生活環境事業協会

栗東市安養寺7丁目1番25号
ウインドワードTビル3F

電話 (077)554-9271

FAX (077)554-9293

E-mail:info@s-seikan.or.jp

URL : http://www.s-seikan.or.jp/

発行日 平成 25 年 7 月 22 日

平成25年度定時総会を開催



すべての議案が原案のとおり可決承認されました

公益法人に移行して初めてとなる平成25年度定時総会を、去る5月28日(火)に守山市浮気町のライズヴィル都賀山において開催しました。

開会に先立ち、生活環境改善事業功労者知事表彰として当協会の理事でおられる滋賀フジクリーン(株)の長谷川伸夫氏に対して堺井滋賀県琵琶湖環境部長様から表彰状が伝達されました。

定時総会では、田中会長が「協会の事業を通じて快適な生活環境と公衆衛生の向上に努め公益という名に恥じることはないよう職員一同が全力を挙げて水質保全に精励する」と決意表明の挨拶をしました。続いてご臨席を賜りました堺井琵琶湖環境部長様から祝辞をいただきました。そして、全国浄化槽団体連合会長からのメッセージ、近畿各府県の協会長からの祝電を披露したのち、議長に北川光明氏を選出して議事に入りました。

北川議長は議事に入る前、「当協会は生活環境事業協会という公益法人であり、浄化槽だけでなく新たな仕事が頂けるようお願いしたい。」と県当局に要望されました。



議事は、まず平成24年度事業報告、収支決算報告が承認され、平成25年度事業計画、収支予算を報告し了承されました。続いて、県当局の異動に伴い森尚一県琵琶湖環境部循環社会推進課長及び小嶋裕司県土木交通部建築課建築指導室長が特別会員並びに理事として承認されました。

また、今年は任期満了に伴う役員改選にあたり、理事13名監事2名が新役員として選任されました。

なお、当日の定時総会出席者は85名（委任状によるものを含む。）でした。

総会終了後に開催された第2回理事会において、田中会長の再任が決定され、副会長、常務理事ならびに各委員会正副委員長についても、4頁のとおり決定されました。



祝 辞

滋賀県琵琶湖環境部長 堺 井 拡

本日の平成25年度公益社団法人滋賀県生活環境事業協会通常総会の開催にあたりまして、ひとことお祝い申し上げます。

平素は本県の環境行政、とりわけ浄化槽行政の推進につきまして格別のご理解、ご協力をいただいておりますことに厚くお礼申し上げます。

貴協会におかれましては、浄化槽法に基づく指定検査機関として、法定検査の実施をはじめ、浄化槽の適正な維持管理の必要性について広く県民に周知いただくなど、琵琶湖をはじめとする公共用水域の保全や県民の皆様の生活環境の向上にきわめて重要な役割を担っていただいておりますことに、心から感謝申し上げます。

さて、本県は、近畿1,450万人の貴重な水源である琵琶湖を抱えることから、琵琶湖の水質保全を図るため、地域の実情に合った生活排水対策を積極的に推進してきたところであり、平成23年度末の汚水処理人口普及率は98.2%で全国第3位と、全国平均を大きく上回っているところです。

浄化槽は、環境保全上健全な水環境の構築に大きく寄与するものですが、下水道と異なり、長い管路や終末処理場が不要なため、地域によっては経済的であり、また浄化槽そのものが1つの処理システムとして完結しているため、災害発生時においても1か所の被害が周辺に影響せず、修復が比較的容易であることなど、優れた機能を持っています。

このような浄化槽の機能を発揮するためには、保守点検、清掃、法定検査の実施など、日頃から適切に維持管理されていることが前提となります。

平成18年2月の浄化槽法の改正において、浄化槽の放流水質の信頼性を確保するため、法定検査を受検しない浄化槽管理者に対する指導・助言、勧告および命令といった規定が設けられ、厳しく対応することが求められたところでもあります。

このことから、本県では浄化槽の法定検査の受検率向上および維持管理の徹底を図るため、平成21年4月1日から、10人槽以下の浄化槽を対象に、効率化検査を導入してきたところでございます。

これにより受検率については、速報値ではございますが平成24年度には33.8%と向上し、全国平均を僅かに上回りましたが、依然として低い状況にあります。今後さらに県、市町、貴協会、関係事業者が一丸となって受検率の向上に努めていく必要があると考えております。効率化検査方式は、皆様のご協力が不可欠となりますことから、今後ともご協力賜りますようお願いいたします。

また、下水道の整備が進み、浄化槽の設置基数が減少しており、浄化槽関係業界を取り巻く状況は厳しさを増していると伺っております。

こうしたことから、県といたしましては、貴協会の円滑な事業運営を支援するため、人件費の補助や啓発事業、効率化検査の精度を確保するための補助などを行うこととしておりますので、貴協会におかれましても、厳しい経営環境の中、これまで以上に法定検査の件数の増加に努めるなど、一層の経営努力を進めていただくようお願いいたします。

最後になりますが、貴協会のますますのご発展と会員の皆様のご健勝を祈念いたしまして、平成25年度通常総会のお祝いの言葉といたします。



浄化槽業界に活躍の場を〈定時総会あいさつ〉

公益社団法人 滋賀県生活環境事業協会

会 長 田 中 洋 一

滋賀県生活環境事業協会の会員の皆様方には、日々たいへんお忙しい中、平成25年度の定時総会にご出席いただき誠にありがとうございます。

また、県のほうからは 堺井琵琶湖環境部長さまをはじめ、浄化槽行政を所管いただいている皆様にもご臨席を賜り、ありがとうございます。

この一年、当協会の法定検査をはじめとする各種事業ならびに法人運営に対しまして、皆様には多大のご理解とご協力を賜ってまいりましたこと、心よりお礼を申し上げます。

さて昨今は、いわゆるアベノミクスによる経済効果、円安株高の基調が続いておりまして、少々の乱高下をしながらも、なんとなく以前よりは日本全体が元気になってきたようにも見える気がいたします。しかしこれが果たして、我が国の実体経済に具体的な成果として姿を表してくれるのか、あるいはまぼろしに終わってしまうのか、まだまだ不透明感が否めないところでもあります。

私ども滋賀の浄化槽業界は、この十数年間のめざましい下水道整備の中でたいへんな苦戦を強いられてまいりました。過去には年に4千、5千とあった新規の浄化槽設置基数は昨年度は400を切り、保守点検の契約数も年々減少するばかりで厳しい経営環境にあります。

そうした中、滋賀県の汚水処理の人口普及率が98.2%まで達しました。東京都が99.5%で1位、次いで兵庫県が98.3%、3位が滋賀県であります。一方では、徳島県が51%、和歌山県は53%と、まだまだこれから整備の山場を迎えてくる地域がございます。

我々滋賀県では人口140万人のうち120万人にまで下水道管が届きました。一方の浄化槽は、最も基数が多かった平成12年の6万8千基、それから干支が一巡した昨年3月末には3万9千基、さらに一日一日と減り続けています。

とは云え、単独処理と合併処理を合わせた滋賀の浄化槽人口は今なお20万人に及んでおり、いわゆる汲み取り人口も7～8万人ほどあり、当協会の会員企業、現在115社が力を合わせながら浄化槽の仕事を核にして、滋賀の水環境、公衆衛生の向上の一翼を担っているわけであります。

その立場から見まして昨今、浄化槽をめぐる当面の課題が二つあるように考えます。

一つは、滋賀県内未だ未整備のまま残された地域への対応。県全体の仕上げの極面を迎え、それこそ迅速に対処しなければ県民等しく快適な暮らしにはなりません。未整備で残されたのは、とびとびに点在する集落、いわゆる中山間地であり、高齢化や人口減少に加えて、肝心の財源、財政の問題からして、これまでのような下水道一本槍ではうまく仕上げていくことはできません。そこで、浄化槽、早く整備でき財政面からも応えうる浄化槽の出番なのであります。市町の行政と地域の方々が将来を考えてよく話し合っていて、浄化槽でいこう、浄化槽の整備区域としてきっちり線引きもしていこう、そういう決断が今こそ求められているように思います。

二つ目は、今なお県内1万7千基を数える単独処理浄化槽の問題です。単独槽の合併転換への誘導策。かけがえのない琵琶湖の水環境を守るために、どう具体策を組み立てるのか、たいへん難しい課題であります。

これら二つの課題に即して、我々浄化槽業界に活躍の場をいただけるより良い方策を早く打ち出していただきたい、国や県、さらに市町行政の皆様方に対して強く願うものであります。

そうした中、当協会の主たる業務である平成24年度の浄化槽の法定検査は、7条検査が315件、11条検査が13,783件となりました。11条の受検率は33.8%とまだまだ伸び悩んでおりますが、効率化検査では会員企業20社の皆さんに大変お世話になりました。会員各位には、さらなる拡がりをお願いするものであります。

合わせて未だに検査を拒否され未検査のままの浄化槽、また保守点検・清掃がされないまま使われているいわゆる無管理の浄化槽が随所にあり、さらなる適正管理について協会や業界の努力が求められています。そうした努力と合わせて、未受検者への督促や維持管理の指導、法定検査で「不適正判定」された浄化槽の改善、これらいずれも県と市町による強い行政措置により解決すべき問題でございます。さらに近年、特にうどんやラーメンなどの飲食店において、浄化槽にかなりの負荷があるにもかかわらず、

小さな浄化槽が建築確認で許されて設置され、その結果かなりひどい水が排出されているという問題が出ております。これらそれぞれの問題を解決すべく、県と各市町の強力なる対処をこの機会に強くお願いするものであります。

さて、当協会はこの 4 月から「公益社団法人」としてスタートいたしました。これもひとえに設立以来永きにわたってお支えいただきました関係各位のご支援ご協力の賜と心から感謝申し上げます。

これを契機として、これまで以上に当法人の社会的責任と役割を果たすべく、協会の事業を通じて快適な生活環境と公衆衛生の向上に一層努めますとともに、公益という名に恥じないよう協会職員一同全力を挙げまして滋賀県の公共用水域の水質保全に微力ながら精励する所存でございます。

今後ともこれまでどおり皆様のご支援ご協力をお願いいたしますとともに、皆様方のますますのご活躍とご発展を心から祈念いたしまして、ごあいさついたします。

役員名簿

会 長	田中 洋一	滋賀県生活環境事業協会
副 会 長	北川 光明	北川産業(株)
(会長職務代行者)		
副 会 長	清水 茂樹	アムズ(株)
〃	権田 五雄	大五産業(株)
常務理事	山口 真典	滋賀県生活環境事業協会
理 事	森 尚一	滋賀県循環社会推進課長
〃	小嶋 裕司	滋賀県建築課建築指導室長
〃	渡辺洋一郎	フジクリーン工業(株)
〃	加藤 克彦	大栄産業(株)
〃	長谷川伸夫	滋賀フジクリーン(株)
〃	小寺 健滋	(株)コテラ
〃	鈴木 正	(株)日吉
〃	竹之内米貴	(株)タケノウチ
監 事	谷口 和馬	京阪商事(有)
〃	高村 隆	(有)湖東衛生社
〃	佐々木克明	税理士



〈理事会の様子〉

委員会委員名簿

総務委員会

委 員 長	清水 茂樹	アムズ(株)
副委員長	長谷川伸夫	滋賀フジクリーン(株)
委 員	渡辺洋一郎	フジクリーン工業(株)
〃	北川 光明	北川産業(株)
〃	権田 五雄	大五産業(株)
〃	鈴木 正	(株)日吉

技術委員会

委 員 長	鈴木 正	(株)日吉
副委員長	加藤 克彦	大栄産業(株)
委 員	渡辺洋一郎	フジクリーン工業(株)
〃	長谷川伸夫	滋賀フジクリーン(株)
〃	小寺 健滋	(株)コテラ
〃	竹之内米貴	(株)タケノウチ

法定検査運営委員会

委 員 長	森 尚一	滋賀県循環社会推進課長
副委員長	小嶋 裕司	滋賀県建築課建築指導室長
委 員	清水 茂樹	アムズ(株)
〃	北川 光明	北川産業(株)
〃	権田 五雄	大五産業(株)

6月19日、全浄連の定時総会が開催されました

去る 6 月19日(水) に一般社団法人へ移行後初めてとなる第 1 回定時総会が東京會館で開催されました。平成24年度事業報告・決算や平成25年度事業計画・収支予算が承認されるとともに、浄化槽整備区域の拡大とこれに伴う予算措置、既設単独処理浄化槽の合併への転換促進のための法的整備と公費負担制度の創設等、浄化槽設置家庭の維持管理費に対する公的助成措置の創設、国庫助成率の 1 / 2 への引上げ などを内容とする活動スローガンや浄化槽整備事業の推進に関する総会決議が承認されました。

また、浄化槽機能保証制度規約改正案が承認され、平成25年10月 1 日以降に登録された浄化槽はその保証期間が使用開始の日から10年(従前は 5 年)とされました。



▲ 総会の様子



▲ 石原環境大臣あいさつ

全浄連近畿支部会及び「第1回指定検査機関会議」が開催されました

去る 4 月15日(月) にメルパルク 京都において全浄連近畿支部会が開催されました。会議では、①支部規約の改正について②指定検査機関会議の開催について③機能保証制度規約の改正についてなどが議題として協議されました。また、その決定を受けて 6 月25日(火)に京都水道会館に於いて、近畿の指定検査機関 7 機関が集まって第 1 回指定検査機関会議が開催されました。この会議は、指定検査機関相互の運営や情報交換等に係る事項を協議するものです。今後は各検査機関の懸案事項や検査状況などのテーマについて情報交換しながら協議することとなりました。



17名が指定採水員指定講習会を修了しました

効率化11条検査の一次検査業務を行う指定採水員の指定を受けるための指定講習会を去る2/18、3/6の両日に開催しました。講習会には新たに指定を受けようとする7名をはじめ合わせて17名が講習を修了しました。本年6月末現在で合わせて128名の採水員が指定を受け、日々業務を行っております。



浄化槽関係市町担当者研修会に22名が参加

去る6月26日(水)、28日(金)の両日に、県内19市町で日頃浄化槽関係事務を行う担当者を対象に開催しました。当日は①滋賀県の生活排水処理の状況及び浄化槽法の概要②浄化槽の基礎知識③法定検査と維持管理④効率化11条検査について研修しました。



〈6月26日 大津会場〉



〈6月28日 彦根会場〉

浄化槽管理士試験が実施されます

試験期日 平成25年10月27日(日) (試験時間は、受験票送付の際に案内される。)

試験地 宮城県、東京都、愛知県、大阪府及び福岡県

試験科目 (1) 浄化槽概論 (5) 浄化槽の点検、調整及び修理
(2) 浄化槽行政 (6) 水質管理
(3) 浄化槽の構造及び機能 (7) 浄化槽の清掃概論
(4) 浄化槽工事概論

受験資格 学歴、実務経験等は一切問わない。

受験申請書等の受付期間及び提出場所

- ・平成25年7月1日(月) から8月5日(月) まで
(郵送の場合は、8月5日(月) までの消印のあるものに限る。)
- ・公益財団法人日本環境整備教育センターへ提出。

受験手数料 20,200 円

受験申請書の入手先及び問合せ先

公益財団法人日本環境整備教育センター 国家試験 係
〒130-0024 東京都墨田区菊川2丁目23-3
電話 03-3635-4881



平成25年度の各種講習会のご案内



講習会の概要は次のとおりですが、開催会場など詳しくは公益財団法人日本環境整備教育センターまでお問い合わせください。

問い合わせ先 公益財団法人 日本環境整備教育センター

〒 130-0024 東京都墨田区菊川 2-23-3

☎ 03-3635-4880 ホームページ [http:// www.jeces.or.jp](http://www.jeces.or.jp)

浄化槽管理士講習

講習時間：80時間（13日間）最終日に全教科目全般にわたって考査が行われる。

受講資格：学歴、実務経験等の資格要件は特になし。

受講料：129,700円（浄化槽設備士資格取得者で受講一部免除を選択する方は120,200円）

会場	講習期間	会場	講習期間
東京	平成25年9月2日(月)～9月14日(土)	愛知	平成25年11月11日(月)～11月23日(土)
	平成25年11月25日(月)～12月7日(土)	大阪	平成25年11月18日(月)～11月30日(土)
	平成26年1月27日(月)～2月8日(土)	福岡	平成25年9月24日(火)～10月6日(日)
	平成26年3月10日(月)～3月22日(土)		平成26年2月17日(月)～3月1日(土)
北海道	平成26年1月20日(月)～2月1日(土)	熊本	平成25年8月26日(月)～9月7日(土)
新潟	平成25年9月9日(月)～9月21日(土)		

浄化槽設備士講習

講習時間：37時間（5日間）最終日に全教科目にわたって効果評定が行われる。

受講資格：1級又は2級管工事施工管理技士の資格を有するもの。

受講料：86,700円（浄化槽管理士資格取得者で受講一部免除を選択する方は81,700円）

会場	講習期間	会場	講習期間
東京	平成25年12月16日(月)～12月20日(金)	香川	平成26年1月20日(月)～1月24日(金)
愛知	平成25年9月9日(月)～9月13日(金)	福岡	平成25年11月25日(月)～11月29日(金)

浄化槽技術管理者講習

講習時間：20時間（3日間）最終日に考査が行われる。

受講資格：浄化槽管理士であること。

受講料：49,000円

会場	講習期間	会場	講習期間
東京	平成25年8月28日(水)～8月30日(金)	宮城	平成25年12月11日(水)～12月13日(金)
	平成25年11月6日(水)～11月8日(金)	大阪	平成25年9月18日(水)～9月20日(金)
	平成26年3月4日(火)～3月6日(木)	福岡	平成26年1月29日(水)～1月31日(金)

その他の講習会

- 浄化槽清掃技術者講習
- コンパクト型浄化槽の保守点検の実務に関する講習
- 浄化槽施工管理技術講習
- 浄化槽清掃実務者講習
- コンパクト型浄化槽の清掃の実務に関する講習

循環型社会形成推進交付金の第2次内示が公表されました

環境省は平成25年度における2次内示を公表しました。滋賀県の関係で浄化槽設置整備事業に係る規模は1,590基で、今回の内示額は184,871千円です。関係市町の内示額は以下のとおりです。

事業主体	地域計画期間	規模	今回内示額	事業主体	地域計画期間	規模	今回内示額
高島市	H24～28	108基	5,170千円	野洲市	H22～27	12基	※629千円
近江八幡市	H19～25	563基	※15,250千円	彦根市	H23～29	280基	3,277千円
長浜市	H21～26	45基	482千円	多賀町	H23～29	54基	1,015千円
米原市	H21～26	6基	86千円	守山市	H23～27	16基	617千円
大津市	H22～28	392基	※38,516千円	東近江市	H24～28	92基	944千円
草津市	H22～27	2基	※2,086千円	日野町	H23～32	20基	292千円

※印は、他施設を含む金額。

浄化槽管理者へチラシを配布

浄化槽管理者の義務である保守点検・清掃の実施や法定検査受検の啓発チラシを浄化槽管理者へ配布します。保守点検、清掃業を行う会員企業の協力をお願いすることになりますので、よろしくお願いいたします。



汚水処理人口普及状況

平成23年度末における汚水処理人口普及率は全国で87.6%、滋賀県は98.2%です。

【全国】

事業種別	平成22年度末 (総人口 12,123万人)		平成23年度末 (総人口 12,335万人)	
	処理人口(万人)	汚水処理人口普及率	処理人口(万人)	汚水処理人口普及率
下水道	9,104	75.1%	9,355	75.8%
浄化槽	1,059	8.7%	1,079	8.7%
農業・林業集落排水等	344	2.8%	350	2.8%
コミュニティ・プラント等	25	0.2%	26	0.2%
合計	10,531	86.9%	10,811	87.6%

注) 22年度末は岩手県、宮城県、福島県の3県において、
また23年度末は岩手県、福島県の2県において公表対象外。

【滋賀県】

事業種別	平成22年度末 (住民基本台帳人口 1,390,927人)		平成23年度末 (住民基本台帳人口 1,394,472人)		平成32年度(目標) (住民基本台帳人口 1,390,200人)	
	処理人口(人)	汚水処理人口普及率	処理人口(人)	汚水処理人口普及率	処理人口(人)	汚水処理人口普及率
下水道	1,193,743	85.8%	1,204,821	86.4%	1,276,575	91.8%
浄化槽	59,011	4.2%	58,093	4.2%	37,819	2.7%
農業・林業集落排水等	108,735	7.8%	105,786	7.6%	75,806	5.5%
合計	1,361,489	97.8%	1,368,700	98.2%	1,390,200	100%

※平成23年度の目標値は『滋賀県汚水処理施設整備構想2010』より

市町別浄化槽設置基数及び平成24年度11条検査実施状況

平成23年度末の浄化槽設置基数は、県全体で39,712基で、前年度（40,745基）より1,033基減少しています。
また、平成24年度に実施した11条検査の市町別内訳は以下のとおりです。
なお、検査率は平成22年度末の公表された設置基数を分母にして算出しています。

（単位：基）

	設置基数（H 23年度末）			検査実施基数（H 24年度）							
	単 独	合 併	計	10人以下				11人以上		計	
				通常検査	効率化検査	計	受検率		受検率		受検率
彦 根 市	4,327	3,040	7,367	118	279	397	6.6%	707	47.0%	1,104	14.8%
甲 賀 市	1,844	3,015	4,859	93	2,910	3,003	85.0%	548	64.9%	3,551	81.1%
大 津 市	2,630	1,975	4,605	178	1,100	1,278	32.2%	268	38.5%	1,546	33.2%
東 近 江 市	845	3,503	4,348	989	37	1,026	27.9%	319	40.0%	1,345	30.1%
湖 南 市	2,334	1,608	3,942	23	619	642	21.7%	252	22.1%	894	21.8%
近江八幡市	712	2,959	3,671	1,158	0	1,158	37.2%	394	72.4%	1,552	42.4%
高 島 市	608	2,287	2,895	86	448	534	20.6%	211	56.0%	745	25.1%
長 浜 市	1,239	710	1,949	79	0	79	5.1%	332	58.6%	411	19.5%
米 原 市	660	731	1,391	26	104	130	10.9%	132	53.0%	262	18.1%
日 野 町	322	642	964	231	0	231	24.7%	121	67.2%	352	31.5%
草 津 市	434	465	899	23	265	288	32.2%	146	50.2%	434	36.6%
愛 荘 町	328	238	566	12	58	70	16.9%	81	48.5%	151	26.0%
守 山 市	360	162	522	3	272	275	76.4%	84	28.7%	359	55.0%
竜 王 町	173	319	492	124	1	125	34.7%	149	90.9%	274	52.3%
栗 東 市	238	190	428	27	272	299	65.4%	143	104.4%	442	74.4%
多 賀 町	85	161	246	99	19	118	65.6%	51	79.7%	169	69.3%
野 洲 市	140	72	212	8	56	64	42.4%	42	70.0%	106	50.2%
甲 良 町	122	67	189	10	33	43	22.1%	16	94.1%	59	27.8%
豊 郷 町	115	52	167	3	12	15	10.1%	12	46.2%	27	15.5%
計	17,516	22,196	39,712	3,290	6,485	9,775	30.0%	4,008	49.4%	13,783	33.8%

注）10人以下の通常検査は、協会が直接検査したもの。
効率化基本検査は効率化検査に含む。

滋賀県内の浄化槽設置基数の推移

（単位：基）

年度	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
単独処理浄化槽	42,488	37,795	33,660	33,070	31,246	29,598	26,508	24,325	23,971	19,403	18,347	17,516
合併処理浄化槽	25,657	26,804	26,768	27,902	27,330	26,506	25,543	24,750	24,156	22,659	22,398	22,196
合 計	68,145	64,599	60,428	60,972	58,576	56,104	52,051	49,075	48,127	42,062	40,745	39,712

第27回 全国浄化槽技術研究集会在 10月9～10日に宮崎で開催 されます

公益財団法人日本環境整備教育センターでは、「浄化槽の日」の関連行事の一環として「全国浄化槽技術研究集会」を開催しています。



協会事務所のお盆休暇のお知らせ

8月14日(水)～16日(金)の3日間お盆休暇とさせていただきます。
ご迷惑をおかけしますがよろしくお願いいたします。

滋賀県知事指定検査機関

公益社団法人 滋賀県生活環境事業協会

〒520-3015

栗東市安養寺7丁目1番25号

ウィンドワードTビル3F

TEL 077-554-9271

554-9272

FAX 077-554-9293



〈事務所全景〉